

本山町行政連絡

編集・発行 本山町役場

【隔週水曜日発行】

第1125号

令和6年度「本山町起業・

創業等支援事業」の募集について

町内で創業・第二創業・事業承継をしようとする事業者等を支援するため、「起業・創業等支援事業」を設置し、対象者にその経費の一部を補助します。

【補助対象者】

- ①本山町民または、事業開始時に本山町内へ転入する予定の町外移住者
- ②町税等を完納しているもの
- ③商工会または、金融機関から適切な事業計画を有しているものとして推薦等を受けた事業であること

※補助対象者は事業内容について、面接及びプレゼンテーションを行い、審査会により補助の適否を決定します。

【補助金額】

補助対象経費の1/2以内（補助対象者あたり100万円を上限とする）

【申込み締切日】令和6年5月17日（金）

【申込み・問い合わせ先】

まちづくり推進課 産業振興班

電話 76-33616

本山町営住宅入居者公募のお知らせ

●本山町営住宅「銀杏ノ木住宅」

一、住宅の所在地

本山町本山1075番地1

二、公募戸数 2戸（木造平屋建）

三、1戸あたり床面積

①約76平方メートル

②約86平方メートル

四、間取り

①和室（6畳1室）、洋室（6畳1室）、LDK（14畳）、浴室、トイレ（洋式水洗）

②和室（6畳1室）、洋室（6畳2室）、LDK（14畳）、浴室、トイレ（洋式水洗）

屋外倉庫

LDK（14畳）、浴室、トイレ（洋式水洗）

屋外倉庫

五、家賃、敷金等

・家賃 ①18,100円、②21,700円

（所得月額より算定）

・敷金 家賃3カ月分

・その他 浄化槽管理費用等共益費あり

【入居者の資格】

・居住する住宅に困難していることが明らかでない者

・又はその者に同居しようとする親族がある者

・所得月額が15万8000円以下であること。（ただし高齢者、障害者又は災害による場合は21万4千円以下）

・所得月額の計算方法については、所得の種類、家族構成等により異なりますので、詳細はお問い合わせください。

・税等の滞納がないこと。

・暴力団員でないこと。

【申込方法】

役場総務課備付「本山町営住宅申込書」に必要な事項を記入し、同居しようとする親族全員の住民票、所得金額の証明書（源泉徴収票の写し等）を添付して、総務課へ提出してください。（HDDより様式ダウンロード可）

【申し込み期限】4月26日（金）まで

【令和5年度物価高騰対策給付金

（住民税均等割のみの課税世帯へ

10万円支給）お知らせ】

右記の給付金（10万円）の支給決定通知が届いていない世帯で、次の内容に該当する世帯は、**至急**ご連絡をお願いします。

※転入前市町村で受給していない世帯が、転入先市町村の令和5年12月1日（基準日）以降の転入により転居前後のいずれの市町村からも支給が受けられなかった**住民税均等割のみの課税世帯**

※**住民税均等割のみの課税**にもかかわらず、確認書が届いていない世帯（その場合は、**住民税均等割のみの課税**であることの証明が必要となる）

※住民税非課税世帯及び、すでに3万円や7万円給付金を受給した世帯は対象となりません。

【申込締切】令和6年4月30日

【問い合わせ先】

住民生活課住民班

電話 76-2115

「食品加工業継続支援事業」

補助金「について」

町内で地域の伝統的な食文化や特産品の製造・販売を目的とし、補助事業者が食品衛生法第55条第1項に基づき許可を取得し、引き続き事業を継続するための施設及び機器の整備等を行う事業に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

【補助対象者】
町内に事業所を有する食品加工事業者、地域団体・グループ等

【補助要件】
補助事業を行う施設で営業を行う者が、法に基づき営業許可業種（漬物製造業、水産製食品製造業、複合型冷凍食品製造業、複合型そとごい製造業、液卵製造業、食品小分け業）を営む事業者であること。
※法施行（令和3年6月1日）以降、新たに営業を開始する事業者を除く

【補助対象経費】
①建物の建築・改修、構造物の整備・改修に要する経費

②機器等導入費

【補助金額】
補助対象経費の10/10（補助対象者あたり100万円を上限とする）

【申込み締切日】 令和6年5月17日（金）

【申込み・問い合わせ先】

まちづくり推進課産業振興班 電話 76-30916

消費生活相談窓口の開設「について」

本山町では、悪質商法などの被害から、住民の安心安全を確保するための取り組みとして、消費生活相談員による相談窓口を毎月第4木曜日（4月、12月は第3木曜日、令和7年3月は第3水曜日）に開設します。詳細は、左記のとおりです。お気軽にご相談ください。

○開設日時

日時	場所	時間
令和6年	2階相談室	9:00~ 12:00
4月18日（木）		
5月23日（木）		
6月27日（木）		
7月25日（木）		
8月22日（木）		
9月26日（木）		
10月24日（木）		
令和7年	2階相談室	9:00~ 12:00
11月28日（木）		
12月19日（木）		
令和7年	2階相談室	9:00~ 12:00
1月23日（木）		
2月27日（木）		
令和7年	2階相談室	9:00~ 12:00
3月19日（水）		

○相談内容

詐欺被害・悪質商法による被害・多重債務など
※なお、日程・会場が変更になる場合は事前にお知らせします。

※予約は不要ですが、先着順に相談を受け付けますのでお待ち頂く場合があります。

【問い合わせ先】

まちづくり推進課 電話 76-30916

令和6年度新規事業「本山町」

特殊詐欺対策普及事業「について」

増加・多様化する特殊詐欺の被害を未然に防止することを目的として、予算の範囲内において特殊詐欺対策の経費の一部を補助します。

【支援対象期間】

令和6年4月から令和7年3月31日

【補助対象者・世帯】

町内に住所を有し、申請時に申請者及び同居者を認め、65歳以上のみの者で構成された世帯であること

【補助対象】

町内の事業所等で購入する左記の器具

①自動着信即警告機能及び自動録音機能の両方を備えた固定電話機

②録画機能を備えたドアホン

【補助対象経費】

器具購入費、取付け費

【補助率】

9/10上限：各種22,000円

※町の交付決定を受けてから購入してください。

【申込み・問い合わせ先】

まちづくり推進課に申請書を備え付けてあります。
まちづくり推進課 産業振興班

電話 76-30916



令和6年度「赤い羽根共同募金」

助成事業について

赤い羽根共同募金本山町共同募金委員会では、地元で社会福祉に関連する事業に取り組み、活動を実施している団体等に助成をおこないます。

今回の募集では、令和6年度に集まった募金が活用されるため、助成は令和7年度となります。令和7年度に助成を希望される団体等からの申請を受け付けます。

【申請できる団体等】

- ・民間の社会福祉事業、更生保護事業その他社会福祉を目的とした事業を営む者
- ・社会福祉事業団体及び社会福祉施設の入所者や利用者の処置処遇、又は文化厚生事業を行う団体
- ・先駆的、開拓的な福祉活動を行う民間非営利団体（NPO）、ボランティア団体
- ・その他社会福祉のため、必要と認められる事業を行う団体

【対象とならなうもの】

- ・政治、宗教、労働組合等のためその手段として行うもの
- ・助成金以外の収入が期待でき、これによって事業が実施できるもの
- ・営利目的に行うもの
- ・国・地方公共団体が設置し、もしくは経営し、又はその責任に属するもの

【具体的な事業例】

地域ボランティア活動事業（施設の訪問・公共施設の花壇の手入れ等の協力）
実施団体：ボランティア○○会

【申し込み期限】 4月26日（金）

【問い合わせ先】

高知県共同募金会本山町共同募金委員会 事務局
本山町社会福祉協議会内
電話 76-23312

風力発電事業について

環境影響評価書の縦覧について

電源開発株式会社では、高知県国見山周辺における風力発電事業において、環境影響評価書の縦覧を左記のとおり実施します。

【対象事業の名称】

高知県国見山周辺における風力発電事業

（風力発電（陸上）、最大50,600キロワット）

【縦覧場所】

本山町役場 政策企画課

※評価書は、電源開発株式会社のホームページでも縦覧いただけます。
縦覧URLは、
(<https://www.jp.power.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>)

【縦覧期間】

4月6日（火）～5月6日（木）

【縦覧時間】

午前8時30分～午後5時15分
（正午から午後1時までの風休み
及び土曜・日曜・祝日を除く）

【問い合わせ先】

電源開発株式会社 再生可能エネルギー本部
陸上風力事業部 開発室（開発第一）
〒104-8165 東京都中央区銀座6-15-1
（担当） 松田・松川

電話 03-5546-9900

【役場での縦覧に関する問い合わせ先】

政策企画課 電話 76-39915

毎月第3木曜日は行政相談の日です

行政相談員は、国、県、市町村が行っている仕事に対する住民の皆さんの苦情や意見・要望を受け、その解決や実現のお手伝いをしています。

相談は、毎月第3木曜日に町役場で定期的開催される行政相談所で受け付けています。お気軽にご相談ください。

【日時】 4月18日（木）午前10時～正午

【場所】 役場1階 もとゆまホール

【行政相談員】 筒井 幸弘

【問い合わせ先】 総務課 電話 76-22233

毎月第3金曜日は、高知地方裁判所

民事・家事相談の実施日です

高知地方裁判所職員による「民事・家事相談」を実施します。口頭より心配事や悩み事がありまじつて、この機会に民事・家事相談をご利用いただけます。

なお、相談は事前予約制（相談日の1週間前まで）です。必ず、電話等により予約を入れてください。

【日時】 4月19日（金）午後1時～3時30分

（相談時間は、1組あたり30分です。）

【場所】 役場2階 相談室3

【事前予約連絡先】 総務課 電話 76-22233



5月8日(水)		5月9日(木)		5月19日(日)
上奈呂複合集会所前	9:10 ~ 9:25	大石公民館	9:10 ~ 9:25	保健センター前 10:00~11:30
北山西集会所	9:35 ~ 9:50	吉延集会所	9:35 ~ 9:45	
社会福祉会館	10:00 ~ 10:10	高角集会所	9:50 ~ 10:00	
寺家木材市場	10:15 ~ 10:35	古田集会所	10:15 ~ 10:30	
吉野公民館	10:45 ~ 11:00	旧本山町役場前	10:45 ~ 11:00	
保健センター前	11:10 ~ 11:25	保健センター前	11:10 ~ 11:25	
七戸分岐	13:15 ~ 13:30	上関遅越橋	13:00 ~ 13:15	
沢ヶ内消防屯所	13:40 ~ 13:50	上関集会所	13:25 ~ 13:35	
坂本集会所	14:00 ~ 14:10	山崎バス停	13:45 ~ 13:55	
◎ 料金 (注射) 3,300円/年1回 (登録) 3,000円/生涯1回 お問い合わせ先 本山町 健康福祉課 TEL 70-1060				

狂犬病予防注射のお知らせ
 生後3ヶ月以上の犬は必ず受けて下さい。
 同時に、新規登録も受け付けておりますので、未登録の犬は必ず登録をお願いします。

自衛官等募集案内

募集種目		待遇等	資格	受付期間	試験期日	合格発表
一般幹部候補生	大卒程度試験	任用後の階級:3等陸・海・空尉 初任給 修士課程修了者等以外:243,500円 修士課程修了者等:258,600円 ※ 令和6年1月1日在	22歳以上26歳未満の者 (20歳以上22歳未満の者は大卒(見込含)、修士課程修了者等(見込含)は28歳未満の者)	2回目 4月24日~6月13日	2回目 1次:6月22日 2次:7月30日~8月5日	2回目 1次:7月18日 最終:9月19日
	院卒者試験	任用後の階級:2等陸・海・空尉 初任給:262,200円 ※ 令和6年1月1日現在	20歳以上28歳未満の者 修士課程修了者等(見込含)	海・空飛行要員無し		
自衛官候補生		特別職国家公務員(自衛隊員) 自衛官候補生手当 月額157,000円 2土初任給 月額198,800円(高卒) 月額208,300円(大卒) 特例退職手当 1任期 陸約73万円 海・空約113円 2任期 陸約158円 海・空約161万円 ※それぞれの任期終了時に支給	18歳以上33歳未満の者 (32歳の者は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない者)	年間を通じて 受付けています	年間を通じて 実施しています (詳しくはお問い合わせ下さい)	試験時に お知らせします

※ お問い合わせは市町村窓口、または下記へお気軽にどうぞ。パンフレット等もございます。

高知地本ホームページ

〒780-0061

高知市栄田町2-2-10高知よさこい咲都合同庁舎8階

自衛隊高知地方協力本部 高知募集案内所

TEL(088)823-2006

